

氏 名	はこ だ けい こ 箱 田 恵 子
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 363 号
学位授与の日付	平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	在 外 公 館 の 設 立 と 近 代 中 国 政 治 外 交

論文調査委員	(主 査) 教 授 夫 馬 進	教 授 杉 山 正 明	助 教 授 高 嶋 航
--------	--------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、清朝の派遣した在外公使の活動に関し、その派遣決定にいたる時期から日清戦争直前の時期までを中心に、彼らの活動と中国本国の政治・外交政策との相互関係に重点を置きながら考察を行い、これを通じて清末中国が「近代的外交」の重要性を認知し、自らを近代国際社会の中に位置づけるに至る過程を明らかにしたものである。「緒論」「結論」を除き5章にて構成され、さらに附論が加えられる。

まず「緒論」では本論文のねらいを提示する。「天朝国家」である清朝が在外公館の設立に踏み切る過程は、その近代条約体制への適応を示す指標として注目される。従来の研究ではこれを中国と西洋の、つまり伝統朝貢体制と近代条約体制との世界観の相違に重点を置き、西洋の与える影響と中国の反応として描くが、その一方で中国内部の諸勢力間における認識や対応の差異・対立に対する十分な分析は行われてこなかった、と述べる。そして、当時の中国人の認識に沿いながら、在外公館の設立と在外公使の活動が清末中国にとって有した意味を問い直す、とする。

第1章「清末領事派遣論—1860, 1870年代を中心に—」では、清朝における「領事」観の形成過程とその具体的政策への影響を考察する。19世紀に中国に駐在した西洋領事は、不平等条約により領事裁判権や軍艦停泊権など広範な権限を有したが、この在華西洋領事を通じて「領事」観を形成した清朝では、日本やアメリカ大陸への領事派遣が急務となる中、自国民の管理者として西洋領事が享受する広範な権限に着目し、領事派遣を通じて南洋華人を取り込めんとする積極的な対外政策論が唱えられた。だが南洋が西洋諸国の勢力下にある中、李鴻章は西洋諸国間では領事裁判権が否定されているという「西例」を根拠に消極的態度を採った。南洋への積極論と慎重論の双方が同じ領事制度という「西例」に依拠しながらも、これにそれぞれ異なった意義を付与し自説を展開していた。一つの西洋的制度に対する意義付けは一樣ではなく、それが実際の政策決定に反映されていた、とする。

第2章「清朝在外公館の設立—常駐使節派遣の決定とその意味を中心に—」では、清朝による常駐外交使節派遣の決定に至るまでの過程を考察する。ハート等在華外国人の与えた思想的影響が重視されるこのテーマに対し、論者は清末の政治外交に強い影響力を有した李鴻章の対応に留意しながら、中国側よりみた常駐使節派遣の意味を問い直し、日本の台頭と海防強化の推進に伴い、自強の観点から外国との関わりを深めていかなばならなくなった中国自身の必要性も存在したことを確認する。また、常駐使節派遣に対する総理衙門、李鴻章、ハートのそれぞれの態度を分析し、三者の政治的立場や相互の関係も明らかにしている。

上述のように公使や領事という西洋的制度に対し、清朝外政担当者が有したイメージや自らの政策における意味づけ方は様々であり、また在華西洋人とも異なる思惑をはらんでいたとする論者は、在外公館開設に伴い海外に赴任した公使たちの活動もまた、中国本国の政治・外交政策との相互関係に重点をおきながら分析する必要性を唱える。

第3章「出使美・日・秘大臣張蔭桓の在外活動—移民条約締結交渉を例として—」では、清末中国において政治・外交上重要な役割を演じた張蔭桓が駐米公使として携わった在米華人保護の交渉を、その著書『三洲日記』と米中両国の外交文書

を用いて論じる。米国での華工排斥運動の高揚に対し、清朝は自ら広東系華工の渡米を禁じる政策を採用、張蔭桓の対米移民交渉もこの「自禁政策」に隠れて消極的な評価しか与えられてこなかった。これに対し論者は、アメリカにおいて張蔭桓が交渉方針を形成していく過程と、それが持つ中国本国の政策との関係を考察し、張蔭桓の外交方針が有していた積極的な側面を明らかにする。張蔭桓は在米華人の「保護」に重点を置き、在華アメリカ人に対して清朝が負っているのと同様の保護義務をアメリカ連邦政府に認めさせようとし、アメリカと双務的な義務と権利を条約として規定しようとした。交渉の結果、張蔭桓は在米華人に対する最恵国国民と同様の保護措置と、全ての華人排撃事件に対する賠償責任とを認めさせることに成功したが、清朝は李鴻章の提案を受けてこの移民条約を批准しなかった。その背景には移民社会の独自の秩序に介入するよりも現状を維持しようとする中国本国の態度があった、とする。

現状維持を図る李鴻章の対外態度は、第4章「中英『ビルマ・チベット協定』(1886年)の背景」でも明らかにされる。ビルマ人の北京への貢使派遣と英国のビルマ統治とを両国が承認した「ビルマ・チベット協定」については、名義上の宗属関係を追求する清朝に対し、英国はハートの建議を入れて「虚名を譲って実利を取った」と理解されてきた。これに対し論者は、このハートの提案が実はマカートニーと李鴻章への対抗策として作成されたものであった事実を指摘する。また、駐英公使曾紀澤と中国本国との外交方針を「実利」と「虚名」として対比する従来の分析枠組みに対しても、こうしたイメージはオコナーや李鴻章が各々交渉を有利に進めるために強調したものであり、その背景には、西南辺境地域の現状を維持したいが十分な統治能力に欠ける清朝の現実があった、と指摘する。つまり「虚名(朝貢)」と「実利(ビルマ併合)」との取引が前面にでる背後で、雲南-ビルマ間の国境・通商に関しては、現状維持を認める妥協が李鴻章とオコナーを中心に図られた、とする。

しかし、英露により中国辺境が脅かされる中、「虚名重視」という中国外交のイメージがもつ危険性を危惧する声が中国人の中から起こり、それが具体的な外交活動の形として現れたのが、第5章「薛福成の滇緬界務交渉」で詳述する駐英公使薛福成による国境画定交渉であった。洋務思想家、外交家として名高い薛福成は、この滇緬界務交渉において「野人山地」を国際法上の「無主の地」として両国による分割の対象と看做し、国際法に依拠した積極的な「拓地」交渉を展開したが、その背後には、欧州での経験から形成された薛福成の国際観、外交思想があった。彼は植民地開拓に励む西洋列強の姿を肯定的に見、そのアフリカ「開拓」を「文明化」の事業とみなす。当時の西洋社会の現実を受け「外交」の重要性を認識した薛福成は、清朝の「遠略に勤めず」との外交方針を痛烈に批判し、積極的に国際法を援用することで、近代国際社会の中に中国を位置づけようとした、とする。

「結論」では以上論じてきたことを総括し、さらに附論「科举社会における外交人材の育成—在外公館の設立から日清戦争まで—」では、次なる課題として、近代中国における職業外交官の登場過程を、科举とこれに付随する制度・習慣をも含めた「科举社会」の構造の変容とのかかわりの中で究明することとし、そのための基礎的作業と今後の展望を提示している。

論文審査の結果の要旨

アヘン戦争における敗北と南京条約の締結(1842年)ののち、中国は極めて緩慢ながら政治・経済・社会の全般にわたって大きな変化を余儀なくされる。これを外交面について言えば「朝貢システム(朝貢体制)」から「条約システム(条約体制)」への変化ないしはそれら両者の葛藤として表現できる。このフェアバンク(John K. Fairbank)によって提唱された枠組みは、様々な批判や修正を受けながらも、中国清末の外交を考えるうえで今なお有効なものであると言ってよい。

清朝政府が中国史上初めて在外常駐公館を置き、そこに使節を派遣することを決定したのは1875年のことである。これ以後1878年までの間に、イギリス、フランス、日本、アメリカ、ロシアに続々と在外公館が設置された。在外公館を各国の間でたがいに常駐させるという考えは、各国の勢力が拮抗し、しかも戦争がたえなかったヨーロッパ絶対王政の時代に生まれたものであって、東アジア世界ではいわゆるウエスタンインパクトを受ける19世紀中頃まではないものであった。中国清朝に即して言うなら、それまで外国へ恒常的に使節を派遣するのは、ほとんどわずかに朝貢国の国王を歴代冊封するために派遣してただけであった。このため、中国が在外公館を設置したことは、「天朝」であるとのプライドを捨てて普通の国の仲間入りをしたことを意味した。その設置にむけては様々な軋轢や議論があったのは当然であったし、またその設置後も一方で「天朝」意識が消え去らず、一方で現実には列強に対して明らかに弱小国の立場にあったから、清末の外交が曲折ある

ものとなったのは当然であった。本論文はこのような中国在外公館がいかなる経緯で設置されるに至ったのか、またこれが設置された後に中国の外交はどのように展開したのか、明らかにしたものである。

本論文では、これらの問題につき数々の創見が示されるが、中でも最も大きな意義は、在外公館が設置されてからのち、各地に駐在した清朝の外交官たちが、時に本国政府の指示と齟齬をきたしながらどのような外交戦略をとったかを明らかにした点にある。

たとえば第3章で論者は、1880年代後半アメリカ・スペイン・ペルー公使であった張蔭桓の外交戦略を論じている。1870年代以降、アメリカにおいては中国人移民を排斥する動きが広まった。清朝政府はこの動きに対して、問題は広東系移民があまりに多いことから生まれたものであるとし、彼らが出国することを自ら禁じる「自禁政策」を提唱した。従来の研究では、張蔭桓の外交はこの本国政府の方針に隠れて消極的なものと評価されてきた。ところが論者は張蔭桓の日記『三洲日記』を詳細に追うことによって、従来のこの評価を覆すことに成功している。論者によれば、彼のこの時の外交戦略は、清朝が中国に在留するアメリカ人に保護義務を負うと規定する両国間の条約を逆に盾としてとるものであり、アメリカ連邦政府に対して同様な保護義務を履行すべく迫るものであった。張蔭桓は連邦政府との間で彼の主張にそった条約を締結するにいたるが、大局的な観点から現状維持を望む本国政府の容れるところとならず、結局批准されることがなかったとする。「条約システム」の中に入った清朝在外外交官が、いち早く既存の条約を盾にして逆に外国に譲歩を迫る姿を活写し、また彼が本国政府との間で抱えた矛盾を指摘しており興味深い。

続く第4章では、1885年から86年にかけてイギリス公使であった曾紀澤と本国の李鴻章をとりあげる。当時、イギリスはビルマを併合し、中国領土の雲南と国境を接するにいたっていた。この時、両国の間で締結された「ビルマ・チベット協定」では、イギリスによるビルマ統治が清朝に承認されるとともに、イギリスはビルマはかつて清朝へ朝貢していたとの清朝側の主張を容れて、ビルマ人による北京への貢使派遣の継続を承認した。これまでの研究ではこの協定について、清朝は貢使の継続派遣という虚名を取り、イギリスはビルマ併合という実利を得たものと評価し、またイギリス公使曾紀澤と本国の李鴻章の外交方針について、前者を「積極」「実利」、後者を「消極」「虚名」と対比して評価してきた。論者はこの協定が成立する過程を詳細に追うことによって、本国の李鴻章が清朝をめぐる国際環境を大きく変更しないとの大方針のもとに、当面の交渉をより有利なものとするためのいわば外交カードとしてビルマの朝貢問題を持ち出し、虚名すなわち朝貢を求めるという姿勢を故意に強調したものであるとした。学界では一般に「朝貢システムと条約システム」という枠組みが根強いので、これまで事の実相を捉えることがかえって困難であったが、論者は両システムの狭間にあった時代の中国外交がいかに虚虚实実なものであったか、見事に摘出している。

第5章では、その後にイギリス公使となった薛福成がおこなった外交交渉、すなわちイギリス統治下にあったビルマと清朝統治下にあった雲南との間の国境画定交渉を論じている。論者が薛福成の戦略としてここで注目するのは、雲南の西辺境界に広がる「野人山地」を中国とイギリスの間で分割可能な「無主の地」と規定するにあたり、その論拠を当時の国際法に求めた点である。それまでの中国外交では、しばしば「遠略に勤めず」との主張、すなわち国境外の僻遠の地などには拘泥しないのがあるべき中国外交であるとの主張がなされたが、薛福成はヨーロッパでの経験からこれが消極策を擁護するものでしかないことを見抜き、積極的に国際法を援用することによって近代国際社会の中で改めて自国を位置づけようとしたとする。

論者は全章にわたって、いずれの議論を展開するにあたっても関連史料を広く渉猟しており、したがって多くは説得力に富むが、もちろん問題がないわけではない。最大の問題は、論者が従来の枠組みにとらわれすぎたためか、論理の展開に時として難解な部分があることである。また議論にささか瑣末にわたるところが見受けられる。しかしこれらの問題点は、論者自身がおよそすでに自覚しているところであって、本論文の価値を著しく損なうものでももちろんない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値のあるものと認められる。なお2006年3月2日に調査委員3名が論文内容とそれに関連する事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。